

平成17年11月8日広陵町議会
第4回臨時会会議録（1日目）

平成17年11月8日広陵町議会第4回臨時会（第1日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
15番	笹井正隆	16番	竹村博司

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	山村吉由
教育長	安田義典	総務部長	笹井由明
健康福祉部長	池田誠夫	住民生活部長	吉村元伸
都市整備部長	中尾寛	行政改革推進本部長	大西利実
収納対策本部長	植村和由	会計部長	和田叙嗣
教育委員会事務局長	森川勇	水道局長	森田久雄
都市整備部参与	安川泰武	住民生活部参与	山本新三
健康福祉部参与	松井定市	都市整備部参与	北神理

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局長 西 辻 眞 治
局長補佐 野 瀬 一 吉
書記 上 田 勝 代

議長 ただいま出席議員は16名で定足数に達しております。

これより第4回臨時会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:02開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	会期の決定について
2	会議録署名議員の指名
3	議案第85号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
	議案第86号 (地特道路整備事業) 町道古寺・中線新林口橋橋梁工事(下部工)に伴う工事請負契約の締結について
	議案第87号 (地特道路整備事業) 町道古寺・中線新林口橋橋梁工事(上部工)に伴う工事請負契約の締結について
	議案第88号 平成17年度広陵町一般会計補正予算(第3号)
4	議案第85号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
	議案第88号 平成17年度広陵町一般会計補正予算(第3号)
5	議案第86号 (地特道路整備事業) 町道古寺・中線新林口橋橋梁工事(下部工)に伴う工事請負契約の締結について
	議案第87号 (地特道路整備事業) 町道古寺・中線新林口橋橋梁工事(上部工)に伴う工事請負契約の締結について

議長 まず日程1番、会期の決定についてを議題とします。

本臨時会の会期は、さきの議会運営委員会で本日1日とすることにあらかじめ決定されております。会期をさよう決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議 長 次に日程2番、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第110条の規定により

7番 長 濱 君

8番 山 本 君

を指名いたします。

議 長 次に日程3番、議案第85号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 議案第85号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することにつきましてご説明を申し上げたいと思います。

議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。あわせて、新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。

本年の改正につきましても、人事院の勧告による全面改正をお願いいたすものであります。まず、第7条第3項中の配偶者に係る扶養手当については、月額「1万3,500円」を「1万3,000円」に500円引き下げられ、12月1日から実施されることになりました。

次に、新旧対照表の2ページ、第16条中第2項第1号中の12月勤勉手当については、「100分の70」を「100分の75」に0.05カ月分を引き上げられました。また、第2号中の再任用職員についても同様に0.05カ月分を引き上げられました。

さらに、給与の民間格差が0.36%となったため、給料改定率マイナス0.3%として、新旧対照表の4ページの給料表のとおり12月1日から実施されることになりました。

なお、本年4月から11月までの期間に係ります官民格差相当分の給与及び6月に支給いたしました期末勤勉手当の額につきましては、12月の支給されます期末手当で調整されることになりました。このことにつきましては議案書の3ページの附則第5項で規定をいたしております。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、説明にかえさせていただきます。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 6番議員！

6番議員 まず、12月1日から施行ということになっているわけですがけれども、今までこれ

の分で、一昨年ですが、本給が下がったときに4月1日にさかのぼって減給ということになっていたわけですが、今回のこの変更というのはどのような考え方に基づいているのかお聞きしておきたいというふうに思います。

それから、一般企業との比較という点を上げておられるわけですが、今度人勸では調整手当がなくなって地域手当というように変わっていくということで、その場合のいわゆる奈良県下においても、国が示す基準からいうと、天理が最高になっていて、その他のところの比較は広がっているという点から見て、この地域一般企業との格差という点はどのように認識されて広陵町に当てはめておられるのか、その点についてもお聞きしておきたいと思うんです。

そういう点で参考になるのは、いわゆる真美ヶ丘団地での給与所得者の実態あるいは町内業者あるいは町内に勤務する方々の実態、こういうものとの比較というのは、いわゆるサンプルを税務課等で確認ができると思うんですけれども、そういうような点も含めて、奈良県下における地域手当の動向の問題というのをどのような形で認識されてきているのか、また今後どのような傾向をたどるのか、そういう点も含めてお聞きしておきたいというふうに思います。

議 長 総務部長！

総務部長 まず1点目でございますけれども、12月1日の適用でございますが、給料は12月1日から0.3%減額でございます。そして、既に支払いをいたしました4月から11月分までの給与並びに6月に支給いたしましたボーナス、これらにつきましては、4月から11月分までの給与は0.36%の減額でございます。その減額分につきましては、先ほど申しましたように、12月のボーナスで調整をさせていただくということになってございます。他方、12月に支給いたします勤勉手当は0.05カ月分プラスでございます。

今回の人勸によるそうした増減につきましては、両方で60万6,000円の減額と、一般会計のみで減額ということになります。

それから、地域手当について触れていただいておりますけれども、これまでの調整手当は平成17年度限りで打ち切りでございます。そして、新たに計画をされております地域手当でございますが、今回の人事院の勧告によります内容を見てまいりますと、当初は広陵町は対象地域ではなかったんです。しかし、18%から3%の範囲で6段階に地域手当のパーセントが定められようとしております。

こうしたところの水準でございますけれども、賃金構造基本統計調査による賃金指数を用

いた指定基準を基本とした地域及び支給割合を決定なされておるといふような状況でございます。そしてまた、いろんな形で、大規模の官署に在勤する職員あるいはまた医師に関する調整手当の特例といったことにつきましても地域手当の特例として措置をなされるような内容にはなっておるんですけれども、本町につきましては、調整手当、これまでの3%と同様、地域手当として3%の地域に指定されようというふうな改正の案でございます。今回の人事院の勧告につきましては、この内容につきましてはまだ決定がなされておられません。以上、よろしくご理解をお願い申し上げます。

議 長 6番議員！

6番議員 給料については12月1日からで、給与とボーナス、これはもうボーナスに反映するものですから、給与については4月1日にさかのぼることですけれども、いわゆるそのようなさかのぼりの仕方、生活に一たん入っているものを減額するという点については、再三私たちがこの場でも発言してきているわけですが、実際にそういうことが許されるのかどうか。一たん給料もらっているものを4月にさかのぼって引き下げるということが可能なのかどうか。これは法律の原則的なものを言えば不利益不遡及の原則というものが、これはもう法の原則としてあるわけなんですけれども、そういうところにも反する考え方をとっているということからいって、そういうことが許されるという形でももちろん判断をされているわけですが、現実問題として、法律との関係でどんな認識を持ってこの適用をされるのか、その点は再度聞いておきたいというふうに思うんです。

それから、人勤による地域手当の創設で、奈良県の人事院勧告がどういう形になるのかという、まだ、広陵町は3%という形になろうということだったわけですが、そのもとになる賃金構造等の把握は給与実態とは全く別の観点からの資料だということに思うわけなんですけれども、そういうものを当てはめて考えるという点は、これは本来の生活給の見方からいってもおかしいのではないかというふうに思うんですけれども、そういう点でどのような認識を持っておられるのか。

実際に広陵町民税の中のいわゆる個人所得の部分で特徴に係る個人所得は平均幾らになるのか、そういう点での資料、あるいはまた実態を把握されたことがあるのか。普通徴収との関係で言えば、もちろん普通徴収の場合については零細企業、あるいはまたその特徴に見合わない会社の実態反映するわけですから、特徴の給与の広陵町での実態と年齢構成等をやはり一つはこれ明らかにしておく必要があるのではないかということだと思えます。もちろんこれが職員の給料との比較においてどうするのかという問題にはならないというのは当然の

ことだと思っておりますが、今人勸等が賃金構造の各種センサスを用いてそういうことを地域手当の根拠にしようとしている、そういう問題からいっても、広陵町での実態はもっと具体的に把握していくというのは当たり前のことだと思っておりますけれども、そういう点での考え方はどのように持っておられるのか、あわせて聞いておきたいと思っております。

議 長 総務部長！

総務部長 給与の引き下げにつきましての、4月1日にさかのぼる、こういったことにつきましては、増額の場合は「遡及」という言葉を使っておりました。しかし、4月にさかのぼって給与を「調整する」という言葉で今その内容をお示しさせていただいております。公務員の給与の場合は、民間の情勢につきましては、やはり1年の民間情勢を勘案した中で決定がなされるということで、ややもすればやはりおくれて反映がなされるという状況でございますので、景気が低迷して、民間給与がいわゆる下がってきたというふうな状況は、即座に反映することができませんので、その状況によって、人事院の勧告については4月を基準として11月に決定がなされるという状況でございます。逆に、上がってくればその額についても後追いで増額がなされると、これについては均衡を失することのないように措置をされておると、こういう理解をいたしております。法律は、遡及という言葉は使っておりません。調整をさせていただいておりますという言葉で申し上げております。だから、12月のボーナスで4月から11月の調整額を調整すると、支給分について調整するという言葉でご説明を申し上げておるところでございます。

それから、地域手当の問題について触れていただきましたですけれども、県下の地域手当の示されておる各市町村の現在の状況につきましては、ご指摘にいただいておりますように、天理市が高いです。奈良市、生駒市、そういったことが相次いで、そのパーセンテージを示されておりますけれども、本町につきましても、やはり先ほど申しましたように、賃金格差の、そういう賃金支給の実態に合わせたそういう資料に基づいて指定をなされていこうとするという状況でございますので、見守っていきたいというふうに考えております。

それから、個人所得の問題についても触れていただきましたですけれども、特徴の個人所得についての1人当たりの所得というはじき方は資料等でお示しできるというふうには思っております。今その数値は持ってきておりませんが、個人所得の把握は、実態として割り算をすれば出てくるわけでございますので、出るというふうに思っております。はい、そういう所得調査はできるというふうには思っております。今具体的にそれを賃金給与と比較せよというふうな状況になりますと少し説明の方ができかねますので、お許しをいただきたいんですけ

れども、そういう状況でございます。以上でございます。

議 長 12番議員！

12番議員 まず1つが、国の方の方針どおりに改定するという事なんですけれども、これについては、国の言っている、指摘している部分で、広陵町との整合性については、先ほど寺前議員も指摘してと思いますが、まったく整合性という部分について説明していただけないんですけれども、今回の改定につきまして、国の方の根拠、どういう根拠のもとでこういう改定がなされたのか、そしてそれについて広陵町はどのように分析して、国の言うとおりになんですけれども、どのように分析して整合性があると考えたのかということ、まず基本的な部分で確認をしておきたいと思います。

それから、先ほど、これは前回も言っているんですが、遡及についてはこれは違法であるというところで、「調整する」という言葉にすりかえて遡及されているというふうな今の説明聞いていても思わざるを得ないんです。減額の場合にさかのぼって減額をしていくということについては、これはしてはならないということで決められているわけですから、それを言葉を変えて、調整するという言葉であればいいということには、まったく言葉のすりかえであって、実態としては大変大きな問題だというふうな言わざるを得ません。この部分で、やはり先ほどの説明ではなかなか私は納得できないわけなんですけれども、そしたら逆にお聞きしますが、こういう減額についての遡及をすることについては、「遡及」という言葉を使った場合はどのような判断になるのかということを確認したいと思います。

それから、1年間の民間の方の情勢をおくれて影響するという事なんですけれども、今国の方では、景気が持ち直してきた、景気がよくなっていくというような判断をマスコミを通じてしているという状況ではないかと思うんですけれども、これについて考えれば、来年度はそしたらこの改定の中で職員給与が増額されるという見通し、あるいはまた確信を持っておられるのかどうか、その点についてもお聞きしておきたいと思います。そうでないと、先ほどのおくれて影響するという部分、あるいはまた景気がよくなれば回復するんだという部分で言えば、やはりその辺の見通しも十分持った中で国の方針を受け入れられているのではないかと思いますので、今後の見通しについて、景気動向を前提にしてお聞かせいただきたいと思います。

それから、ラスパイレス指数、いつも聞いてるんですけれども、広陵町でもこの数字については、やはりちょっと矛盾がこの数字にあらわれてきているという実態があるわけですが、その数字が今どうなっているのか、そしてこれは何年も前から指摘しているわけですが、こ

この調整についてはどのような手だてをとってきていただいていたのかということもあわせてお聞かせいただきたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 4点ほどございましたですけど、まずもって4月から11月の考え方でございますね。遡及という言葉を使ったらどうなるかと。これについては、記憶の中でございますけれども、これを裁きの場所に裁判として出されておるような状況も、裁判として実態があるというふうにも思っておりますけれども、その法的に違法であるかどうかというふうなことを裁判でなっておるというふうな状態も記憶しておりますけれども、この言葉自体についての違法性は、その場所ではなかったように記憶しております。そして、最高裁になっていけばどのようになるかというふうなことについても、実態についてまだ私どもそこまで結論的な言葉をいただいておりますとか、そしてそれがどうかというふうなことについて考えておりません。あくまでも「調整」という言葉で措置をさせていただいております。

景気が近年よくなってきたというふうな考え方で、来年度がそしたら上がるんじゃないかというふうなことにつきましては、判断はつきかねるわけでございます。人事院の勧告の考え方についてもお触れいただきましたですけども、公務員の給与のあり方につきましては、公務員の給与水準について、地域の民間賃金と比較して高いのではないかと、あるいはまた公務員の勤務実績に関係なく年功的に昇給していくなどの、民間企業の実態として隔離しているのではないかとというふうな議論がなされ始めてきております。

こういった関係につきましても、やはり年功的給与上昇の抑制、そして職務・職責に応じた俸給構造に切りかえをしていかなければいけないというふうな考え方のもとに、来年度の給料の俸給表につきましても細かいいわゆる等級制にされようとしております。したがって、給料そのものが年功序列的なものではなく、やはり公務員としての実態、そして職務・職責に応じた俸給を得ていかなければならないというふうな考え方に基づいての俸給が定められ、そして人事院の勧告を遵守するというふうな観点で、現在住民の皆さんが理解していただくための我々職員の給与、そういったものについて信頼が高まるように努力してまいりたいというふうにご考えておるものでございます。どうぞよろしくご理解をお願いを申し上げます。

(12番議員「ライスパイレス指数についての質問は。」)

申しわけございません。ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、総務委員会でご報告申し上げたいと思います。

議 長 12番議員！

12番議員 先ほど、遡及については考えていないということなんですけれども、やはりこれについても、今裁判、全国であちこちでも行われているという実態があると思いますけれども、そういう部分をやはりきちっと研究して、踏まえて、本当に国の言ってることが正しいかどうかということをやっぱり足元でやってもらわなきゃいけないと思うんですね。もしそういうふうになって、例えば広陵町でもそのような裁判が起きるということになっててもこれはつまらない話になりますので、そういう点について、やはり町としてのお考えをきちっと持っていただきたいと思うんですが、今後その点についての研究をしていただけるのかどうかということが1つです。

それから2つ目なんですけれども、来年度あるいは今後の人勧の判断つきかねるということなんですけれども、今まで本当に景気の動向に準じてプラスにしたりマイナスにしたりというところが、今回は、先ほど部長も説明していただきましたように、その公務員の給与のあり方そのものという形に質を変えて議論を持っていこうとしてるわけなんですけれども、やはり公務員の給与あるいは給料というものにつきましては、全体の物差しになるわけですね。その物差しがやっぱり社会の動向を無視して下げていくといことになれば、これは本当にいろいろな、例えば生活保護とかいろんな問題につきましても大きな影響を与えていきますし、それから本当に給与が低いところで頑張っている人については、公務員がこうだからということでもますます厳しい状況に置かれていくという部分もありまして、今の状況を見てみますと、本当に両極端のマイナス部分を公務員の給料の物差しが置かれていくのではなかろうかという不安さえあるわけなんですけれども、こういう点につきまして、逆に地域のそれぞれ民間の状況ということにつきまして地域の住民の皆さんの理解が得られるかどうかということになってまいりますと、それこそ人勧、国の言いなりにやっていたら地域の住民の皆さんの理解が得られるということにはならず、逆に本当に、先ほど寺前議員も言いましたが、特徴の実態も調べて、そういう部分も踏まえて、そして広陵町にお住まいの皆さんの景気が、給料の動向がどうなのかということも踏まえてやっていく、町独自でやはり決断をしていくということが一層重要になってくるわけなんですけれども。

とりわけこれにつきましては、地域によって景気の格差という部分については大きなものがある、東京を中心にした関東あるいは中部ではかなりいいように聞いておりますが、近畿ではちょっと低いということも聞いているわけですが、そういう部分をどのような形でどうするのかということについては、単純に低いから合わせたらいいとかそういう問題じゃなくて、逆の問題も出てきますので、大変難しい部分もあるわけですが、やっぱり先ほどから

言っていますのは、やはり地域の実情を踏まえて、そしてそういう中で町独自で、本当に人勸がやっているのがいいのかどうか、その数字が適切なのかどうかということも踏み込んでいく必要があると思いますが、その点について今後どのようにお考えしていただくのかということもお聞きをしておきたいと思います。

それから、今回は現業職員さんの方には影響がないというふうに今の給料表だったら思うわけですが、今でも現業の職員さんについては低いですから、影響させてはいけないというふうには思うわけですが、その現業職員さんの今後について、やはりその給料の現に今ある格差を踏まえて、やはりこの点については守っていくというところで認識していただいているのかどうかということについてもお聞きをしておきたいと思います。

議 長 助役！

助 役 ただいまの松野議員さんのご質問にお答えいたします。

遡及ということにつきましては、全国的に訴訟も起こされているということも承知をいたしておりますが、公務員の給与というものにつきましては、人事院勧告制度にのっとり広陵町は長年完全実施をしております。これは、地方公務員法に定めます国や近隣の同様の地方自治体の給与水準に合わせという法の精神もございますので、人事院勧告どおりの実施をしているものでございます。遡及につきましても、国や県の指導を得まして進めさせていただいているということをご承知おきいただきたいと思います。

それから、公務員の給与につきましては、やはり公務能率の安定性、職員の身分保障という観点からやはり国が一定の基準を示しておりますので、各市町村まちまちではやはり行政が進まないということもあると思いますので、そのこともご理解をいただきたいと思えます。

それから、現業職員の給与につきましては、条例事項ではございませんで、規則で改正をいたしますので、同じ取り扱いになるということをご理解いただきたいと思えます。

議 長 9番議員！

9番議員 今回の給与改正なんですが、私初めて議員に14年前になった日に同じことを聞いたことがございます。ここの広陵町の給与表ということなんですが、そのときも同じことを聞いたような、広陵町の中の企業、いわゆる広陵町、いろいろ商工会議所に入っているんですが、その企業のいわゆる給与ベース、そういうのも調べる必要があるのではないかと、私そのようなことを聞いたんですわ。

というのは、ご存じのように人勸というのは大企業ばかりを調査して、それでするんで

すが、広陵町の中の給与、いろんな企業がございます、それを見て、この給料表が果たしてどうなのかということも要るのではないかとちゅうことを聞いたことがございますが、広陵町内の企業の実態から見て、今後調査すんかされないんか、その辺の考えはどうなのか、あるいはこの町職員の給与ちゅうのは、やはり一番身近なのが広陵町内に働く人らの関係と思うんですが、その辺の関係、今後どのようなことでこの公正なる職員の給料を決めていったらいいのかということで非常に私も悩むんですが、その辺の広陵町内の業者の関係、いわゆる事業所の関係の調査関係、その辺の考えはどうでしょうか、ちょっとお聞かせ願いたいんです。

当然、事業所の中にはいろんな調整手当とか役職手当とか、いろんな家族手当とかあるとこ、ないところありますので、その辺の実態もそろそろ要るのじゃないかと思うんですが、その辺の考えちょっとお聞かせ願いたい。もう人勧一本でやるんやったらもうやるということになるんですが、その辺は考えどうでしょうか。ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議 長 助役！

助 役 基本的には人事院勧告どおりに進めたいというふうに思います。ただ、議員おっしゃるような町内の企業の状況についても我々は把握をすべきところは把握をしていきたいというふうに思います。以上でございます。

議 長 お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

次に議案第86号、(地特道路整備事業)町道古寺・中線新林口橋橋梁工事(下部工)に伴う工事請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 それでは、議案第86号、(地特道路整備事業)町道古寺・中線新林口橋橋梁工事(下部工)に伴う工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本工事につきましては、国の地方特定道路整備事業として承認をいただいているものでございます。

予算につきましては、9月補正予算において明許繰越の措置をいただいております。

入札方法についてでありますけれども、本橋梁工事下部工につきましては、葛城川と土庫川の2河川の橋台を必要とすることから、工事額、工事の技術性、特殊性、経済性、安全性等を総合的に判断し、競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項について、土木工事業の特定建設業の許可を受けていること、奈良県内に本店または営業所を有すること、土木一式工事における経審点数1,200点以上であること、過去10年以内に対象工事として同種、同規模の元請実績を有すること等を条件提示し、一般競争入札を実施いたしました。

こうした条件を満たす本町への届け出企業は50社前後と思われませんが、結果的には6社の応募がありました。10月20日に設計図書等の貸与を行いまして、昨日11月7日に6社による入札を実施させていただきました結果、一般競争入札調書のとおり、村本建設株式会社が、税込みで1億899万円で落札をいたしましたので、仮契約を締結させていただきました。

なお、税抜き請負率でございますが、91.2%、小数点第2位までですと91.19%でございます。

工期は、議決の日から平成18年7月31日までとなっております。

どうぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 6番議員！

6番議員 この2つ、上部と下部が一緒に出てるということでどうも理解しにくい問題なんです。この上部は後での議案ですけども、これは経審がさらに上がった形になっているのか、村本が今回下部でとって、上部で指名に入っていないということ、また一般競争入札と指名競争入札になっているということ等、どうも全体の流れがよくわからないということです。これについては、後の問題ともあるんですけども、統一的に説明を願って、一番不可解に思うのは、下部、上部とも、高田川の工事をやっているところについてはいわゆる地元業者も参加してる実態があるわけなんです。そういうところの実態が、この葛城川の部分ですか、これは葛城川と土庫川の部分になるのか、そういうところについて広陵町は排除するという姿勢が見受けられるわけなんですけれども、その点の詳細については聞いてみないとわからないわけですが、直感的にこのような内容の不安を感じるわけなんです。

そういう点で、1つはこの地元業者を、とにかく今の現状の中でいって、地元業者への仕事をふやすという考え方に基づく発想はあるのかないのか。今回これは、そういう点で言えば、地元業者というのは町内業者という意味ですけども、仕事が雑になって不安を与える

ためにこういう措置をとったのかという点を第一に聞いときたいと思います。

それから、この設計業者はどこで、設計業者の選定はどのように行ってきたのか、その点についてもあわせて詳細な説明をしていただきたいというように思います。

それと、この下部工についてのいわゆる設計の中身等については、例えば高田川で過去行ってきただけという内容とは違うものがあるのかどうかについて、設計の中身についての詳しいところちゅうのも、ここで聞くよりも委員会等になろうと思うんですけども、そういう点について、高田川等で行われてる、あるいはまた葛城川でもいいですけども、県が行っている事業について、この下部工事が特殊な工事を、工程を含んでいるということになるのかどうかあわせて確認しておきたいと思います。

議 長 助役！

助 役 後の議案で上部工の議案があるわけなんですけど、橋梁工事を行います場合に、通常下部工と上部工を分けて発注をいたします。この事業を進めるに当たりまして、県と十分協議、指導も受けまして、下部と上部を、やはり専門性から上部工は別に専門業者に発注すべきという回答も得ておりますので、今までどおり下部と上部を別に発注をさせていただきました。

経審点数は、一般土木工事業の経審点数と、後で出てきます鋼構造物、いわゆる橋梁の鋼橋、鉄製の橋の経審点数とは違いますので、そういった点数を比較をいたしまして、指名あるいは一般競争入札の参加資格を決定させていただいたものでございます。

今回の林口橋の工事につきましては、現在あります林口橋、林口小橋はそのまま残します。さらに、上流に車両通行専用の橋を今回設置をさせていただいて、今あります橋は歩行者、自転車専用の橋として利用する計画でございます。現場も非常に形状的にも複雑でございますし、一般競争入札で行わせていただきましたのは、1億円を超えたら一般競争入札でやろうという決めもございまして、工事のいわゆる経済性、安定性、信頼性、いろんな角度から指名業者の選定基準を決めたわけでございます。

以上、この契約のただいまの寺前議員さんの質問に対しましては以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

それから、設計業者は構造技研でございます。これは指名競争入札で決定をさせていただきました。（6番議員「地元業者に発注するという努力は、こういう場合でも考えてますか。」）

工事の種別ごとにやはり必要な資格を定めて発注をさせていただきます。地元業者につき

ましては、新清掃施設関連、いわゆる公共事業で相当受注機会もあるというふうに考えておりますので、工事ごとに適正な指名をさせていただきたいというふうに思っております。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 お答えいたしたいと思います。

いわゆるこの河川の下部工の内容の中で、県が発注している部分と違うところがこの場合はあるのかどうかというご質問だと思うんですが、場所によりまして、県でも国でも町でも一緒なんです、その場所、その場所で一番適正な、合理的な方法を設計するというのが基本でございます。

その中で、この林口橋につきましては、いわゆる土庫川と葛城川が並行しているという場所でございます。とりわけ、いわゆる橋台をつくるに当たりまして、兩岸に橋台を設けてその上にけたをかけるというのが通常の橋のかけ方になるわけですが、今回のように土庫川と葛城川が並行している場合、いわゆる橋台が葛城川に2カ所、土庫川に2カ所という、普通はそういうパターンになるんですが、いろいろ設計を細かく協議しましたところ、葛城川の左岸と土庫川の右岸を同じ構造物で一体のものの橋台にしよう。いわゆるアルファベットのU型の形の橋台をつくって、葛城川も土庫川も両方で受けるというような橋台の設計になっております。それと、反対側につきましては、葛城川の右岸、土庫川の左岸につきましては、アルファベットで言いますとT型を逆に逆立ちしたような、逆T型というふうに呼んでおりますが、そういう橋台をつけて上部工を乗せようと、こういう設計になります。そういう意味では、この場所に限っては、普通の橋をかけるという場合での場所ではなく、特別といいますか、特定な設計が必要な場所ということになっております。その点につきましては、県でも例を見ない下部工だということが言えると思います。

それと、上部工に関連する説明になりますが、いわゆる葛城川が32メートルでしたか、長いスパンの景観の川になっております。それですので、いわゆる一般にコンクリートのPC橋でけたをつくるのが安価で強いとされておりますがしかし、高い鋼鉄製ではあります、長くスパンを使えると、橋長が使えるという部分の特性を生かしまして、この葛城川の部分については鋼鉄製の橋げたを使うということに、比較検討設計しまして採用されることになっております。といいますのは、PCの、いわゆる一般のけたでは、葛城川の真ん中にもう一つ橋脚を設置しなければもたないということになってきておりますので、割高の鋼橋であっても、長くスパンを使えることで真ん中の橋脚を設置しなくてもいいという利点がございまして、全体から見れば鋼橋の方が割高で不合理的だというふうになっております。です

から、残る土庫川の橋げたにつきましてはP Cげたを使ってかけるということになっております。

以上が上部、下部含めましたこの場所におきます今までの設計による結果の過程の説明ということでございます。以上でございます。

議長 質疑ありませんか。（6番議員「構造技研のこれ委託なんです、構造技研というのは、だけどそれは設計は何社で競合したかという話。」） 都市整備部長！

都市整備部長 済みません、かなり以前の選定のあれなんで、きょうちょっと資料を持ってませんので、今現在持ってませんので、委員会で報告させていただきます。

議長 6番議員！

6番議員 あれ、町内業者のことはまだ答弁もろてないんちゃう。町内業者でできないということ……。

1つお聞きしたいんですけれども、この構造技研というのは、広陵町ではいつから指名等に含まれた実績を持つのか、その点をお聞きしたいというふうに思うんです。

いわゆるこの入札に関しては、構造技研と関係を持つ業者については排除するというようになっていると思うわけなんです、そういう点で、構造技研というのは広陵町でいつから指名登録を上げ、そして実績は、いつから実績を持って町内で行われてるのかと。そういう点では、この問題についてもきちんとした入札の、町内の業者を排除した形での入札を実行しているわけですので、そういう全体の問題についても特に調査する必要があると、あるいは審議する必要があるというふうに思いますので、そういう点もあわせてお伺いをしたいというふうに思います。

それと、先ほど町内業者についてはその他の機会の仕事需給についてできるからということですが、高田川の中和幹線の橋、これは県の発注だったと思うんですけれども、これは町内業者がかかわったのではないのかというふうに思うわけなんです、その点記憶は定かでないんですけれども、実績として、町内業者が県の仕事にかかわったという実績はあるのではないのかというふうに思うんですね。そういう点でいくと、この橋の工事について、わざわざこれは、議員同士の雑談の中で、また1, 200点以上の点数を上げて、広陵町では村本だけしか入れない仕組みをつくと、そしてその村本がその仕事をとるのはもう明白だと、こういうような事前の議論をしていたわけなんですけれども、実態としてもやはり同様にこの6社で村本が仕事をとったという点では、私は少なくともこの流れから見ても、この業者による談合の疑いが非常に強いのではないのかというふうに感じるわけなんです。そ

これは、この議案が上がった直後からこの懸念を持っておったわけで、そういうところの内容がそのままあらわれてるのではないかと。要は、村本に発注するために、町内業者を排除し、1,200点という経審点以上の業者による一般競争入札という形で意図的に操作をしたというような疑いがなくなるというように思うわけなんですけれども、これが町内業者では一切できない工事なのかどうかというところにかかわってくるわけなんです。私は、県の工事实績からいうと、町内業者でもできる工事ではないのかというように思うわけなんですけれども。

そういう点、再度お聞きしますけれども、県の工事においてもこの程度の工事についてはいわゆる経審1,200点以上というような、これは奈良県全体の意味で聞いているわけなんですけれども、あるいはわかる範囲で言えば高田土木事務所管内でも結構です、こういうようなことしかできないのかどうか。議員同士で議論をしていた中では、やってるところがあるということを知っていたわけなんですけれども、こういうような実態がもしあるとすれば、私はそういうような疑いの問題というのは払拭できないというように思うんですけれども、第一にかかっているのは、県の工事についてもこの程度の工事は経審1,200点以上の業者しか指名しないという流れがあるのかどうか、こういう点についてきちんとご答弁をお願いしたいと思います。

それから、先ほどの構造技研とのかかわりで、古い流れなので入札の実態は委員会であるということなんですけれども、委員会での議論の中で特に説明していただきたいのは、構造技研が広陵町内のいつから指名を上げ、そしていつから実績を持ったのか。そのいつからというのは、時期あるいは工事の設計の内容等を含めてお聞きしておきたいと思います。

それと、構造技研は、本社、そして奈良県の支社あるいは広陵町にそういう出張所等があるのかどうかもあわせてきちんとこの場で答弁できる内容であれば答弁していただきたいというように思いますので、その点あわせてお願いをしたいと思います。

議 長 助役！

助 役 まず、県の土木工事の発注の仕方については、こちらの方、私の方ちょっと承知いたしておりませんので、お答えを申し上げることができません。

構造技研につきましては委員会の方で詳しくご報告を申し上げたいと思います。本社は確か東京であったと思います。

それから、村本建設がとるという風評でそのとおりになって、談合ではないかというご指摘でございますが、経済性を考えまして一般競争入札でさせていただいたというところでご

ございます。一般競争入札に参加資格は、先ほども部長が申しあげましたように、50社程度あったということでございますので、最終的には6社の応募があつて村本建設が落札ということになったわけでございますが、できるだけしっかり競争していただくという観点から一般競争入札、いわゆる受注機会を広げさせていただいたということでご理解いただきたいと思ひます。

議 長 12番議員！

12番議員 まず1つは、設計業者の設計の段階から入札に至るまでの日程、どのような、何月何日にどういうことをされてきたのか、現説とか含めて、その日程についてきちっとお聞きしておきたいと思ひます。

それから、後の上部工ともかかわる問題になりますけど、工事のスケジュールなんですけれども、これが議決の日から来年の7月31日までで、あとのが9月29日までなんです。そうすると、上部工の方は、下が、下部ができないと上部工工事できないと思うんですけれども、2カ月しか上部工の期間がないんですけれども、このスケジュールについて、今回一緒に入札されているのはよくわからないっていう、寺前議員も指摘してましたけれども、この工期のスケジュールについてもどのように考えているのかお聞きしておきたいと思ひます。いや、私もよくわからないので聞いておきたいんですけど、工事自体がどうやって進むのかも私は素人ですのでわかりませんからお聞きしたいんですが。

それと、地元説明会なんですけれども、それぞれの工事について、やはりきちとした、古寺とか広瀬とか、地元の説明会を開くのは当然だと思うんですけれども、地元説明会を開いていただいたのかどうか、開いていただいたのであればどのような形で、やはり全住民対象にした説明会を開いていただくのが当たり前なんですけど、この点についてはどうなっているのかということもお聞きしておきたいと思ひます。

それから、1億円を超えたら一般競争入札にするという決めているんだというご説明をいただいたわけなんですけど、大体1億円超えて、今回の指名基準で言いますと50社前後ということですが、これについては事前に把握されていたと思ひますので、この50社についての資料、出していただきたいんですが、その点お願いします。

議 長 総務部長！

総務部長 一般競争入札の流れでございますが、まず公告の日が17年9月13日でございます。

そして、競争入札に付する行為の概要、そして競争入札に参加する者に必要な資格に関す

る事項……（12番議員「今の何て言った。」）資格に関する事項、それらを公告をいたしております。

そして、申請書の資料の提出につきましては、配付日を9月21日から27日までと定めさせていただきました。

そして、申請書の受け付けでございますが、17年10月4日と10月5日にそれぞれ受け付けをさせていただいております。

それから、入札参加資格の確認とその結果の通知でございますが、これは平成17年10月12日に結果を通知をさせていただいております。

そして、設計図書等の貸与でございますが、17年10月20日にやっております。はい、設計図書等の貸与でございます、貸与。CDで仕様書その他の関係書類、CDという形で貸与しております、20日にその説明をさせていただきました。

その後、昨日入札をさせていただいたところでございます。スケジュール的にはそういう経過をたどっております。

下部工、上部工の完成期日、こういった方については、ちょっと技術的に都市整備部長の方からよろしく願います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 上部工が、期日からいいますと残り2カ月というご心配をいただいておりますが、下部工が終わりまして、上部工を今同時に発注したわけなんです、これから工場の方でけたの製作にかかります。ですので、下部工の竣工に合わせまして、工場で完成されたけたを現場に搬入しまして設置という運びになります。ですので、それから2カ月の間にけたを乗せて、その上に舗装をして完成するということになりますので、2カ月の期間があれば十分な工程ということになっております。以上です。

議 長 助役！

助 役 地元説明会のことについてお聞きでございますが、新清掃施設に関連します地元説明会を各地域で何回も開催をさせていただきまして、この場所に、大体いつごろどのようなものが工事として行われるという説明もいたしております。この橋梁につきましては、通学路にも当たっておりますので、地元の区長さんを通じまして区民の皆さん方に回覧文書を回らせていただいて、図面もつけて周知を図ったところでございます。

議 長 1番議員！（12番議員「ちょっと待ってんや。1回目は50社もあった。」）

総務部長！

総務部長 委員会の方で、その対象となるべき50社ですか、その前後、その資料としては閲覧いただくこととして準備させていただきたいと思います。

議長 12番議員！

相談せんと自分でやってください。

12番議員 いやいや、それはいいんです、会派があるこれは利点ですから。

まず、入札に至るまでの日程なんですけど、現説はしてないんですね、CDでやってるから現説は要らないということなんですか。

そしたら、この中で業者の方が一堂に会することができる回数は、10月20日のCDによる説明会、全然ないわけですか、一堂に集る会。じゃあ、最後の入札のときということですか。わかりました。

それと、工期については今ご説明いただきましたので、わかりました。

地元説明会について、たくさんの工事ありますけど、やはり工事のときの民家に与える影響とか、また田んぼとかそういうところに与える影響も出てくるんじゃないかなと思うので、そういうことにつきましては、やはり回覧を回したらいいというだけの問題ではなかろうかと思うんですけれども、その点は、今後も多々ありますし、工事が出てきますし、やはり都度都度住民への説明会を誠実に開くべきだと思うんですけれども、その点を再度確認しておきたいと思います。

それから、50社前後のというのは、これはもう公になっている資料じゃなかろうかと思うんで、会社の実績だとか経審の点数なんかは、ですから別に資料で出していただいても何ら差し支えない問題だと思いますので、これはぜひ資料で出していただきたいんですが、閲覧じゃなくて、再度その点をお聞きしたいと思います。

それから、これは上部の方やからまた後からも聞けるかと思うんですけれども、鋼鉄の構造の場合とPCの場合で言えば、価格の差っていうのはどの程度出るというふうに試算されてきたのかということもあわせてお聞きしておきたいと思います。以上です。

議長 助役！

助役 地元説明会につきましては、区長さんを通じて常にご相談を申し上げ、必要であれば開催をさせていただくことになると思います。この新清掃施設の関連事業につきましては、公害監視委員会を4地区の方からご参加をいただいております、必要の都度、その工事、工程についてご説明、ご報告を申し上げ、ご協議を申し上げているところでございます。

工事に直接かかわります土地のお持ちの方、あるいは住宅には別個に出向いて説明もしな

ければならないケースもございますので、個々具体的に対応をさせていただいているところ
でございます。

議 長 松野議員、もうよろしいですか。

12番議員 まだです、2つ答弁もらってないから。50社の、これをやっぱり資料で出して
いただきたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 応募のされておらない会社のそうした資料につきまして、検討させていただきたい
と思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 スチールとコンクリートの差額なんです、その場所場所によって、そのスパ
ンによりまして、いわゆるどんだけの差が出てくるかというのがそれぞれ変わってきます。
この場所に特定した差額がどのぐらいかということは比較設計書を見ればわかるわけなんで
すが、ちょっと今比較設計書が手元にございませんで、また委員会の方で説明させてもら
います。

議 長 15番議員！

15番議員 再度、先ほどの中尾部長の説明に対して少しちょっと聞きたいことありますので、
どうぞよろしくをお願いします。

土庫川に橋台1基、葛城川に橋台1基とお聞きしました。そして、土庫川と葛城川のとこ
ろにT型というのはピヤと解釈よろしいでしょうか。そうした場合には、土庫川は1スパン、
葛城川が1スパンで2スパンになるように理解してよろしいでしょうか。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 いわゆる土庫川で1スパン、葛城川で1スパンと、こういう形になります。橋
台を、両方かかりますんで、真ん中の部分で橋台を兼用しようと、U型のをつくりまして兼
用しようと、こういう工法になって……（15番議員「Tとちゃうん。」）いえ、真ん中は
U型です。そこももうつなげまして強度をこう確保しようと。それで、両側だけは逆Tにや
ろうと、こういう構造になってます。（15番議員「普通で河川で言うたら、真ん中へ入る
ピヤと解釈してええわけやな。」）そう……（15番議員「現実是一緒やもん、ピヤと解釈
してええわけでしょう。」）はい、ピヤと橋台と重なったようなものだと、ピヤと解釈して
いただいても結構です。

15番議員 そしたら、PCと綱橋には、けた高が違うから段差ができると思うねん。その段

差はどれぐらいな段差になるかな。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 今スチールの場合のちょっと図面しか持っておりませんので、詳しくはわからないんですが、当然そういうことが起こります。スチールの場合ですと、いわゆるけた高と
いいですか、それが今の場合約 80 センチ、スチールの鋼鉄製の部分ですね、約 80 センチ
ございます。小橋の場合は 75 センチ、PC の場合は 75 センチという設計になっておりま
す。スチールの場合 80 センチと言いましたが、全部 80 センチでべたとなってるんじゃな
くて、それぞれこのスパンの中で変動してきております。そういうたわみを計算した上での
けた高になっておりますので……そういうたわみのラーメン的な構造になりますので……高
いところがいわゆる 80 センチ……薄いところで約 55 センチほど、薄いところでそれぐらいの厚
みになっております。（15 番議員「はい、結構です。」）

議 長 質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませ
んか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は産業建設委員会に付託することに決まし
ました。

議 長 次に議案第 87 号、（地特道路整備事業）町道古寺・中線新林口橋橋梁工事（上部
工）に伴う工事請負契約の締結についてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 議案第 87 号、（地特道路整備事業）町道古寺・中線新林口橋橋梁工事（上部工）
に伴う工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本工事につきましても、予算面では下部工と同様であります。

上部工の構造は、コンクリート橋と鋼鉄製の大きくは 2 つに分けられますが、葛城川にか
かる今回の上部工事は、設計比較の結果、単位重量が少なく、支間延長が大きくとれる鋼鉄
製の上部構造が最も適しているとの結論となりました。

発注に当たりましては、工事の特殊性から、実績のある大手総合建設業者による指名競争入札の手法を講じることといたしました。条件といたしましては、町内競争入札の有資格者、鋼構造物工事業の建設業許可を有する者、綱橋上部の経審1,000点以上の者、前年度において綱橋上部工事实績を有する総合建設業者といたしました。結果、清水建設株式会社、大成建設株式会社、鹿島建設株式会社、株式会社大林組、五洋建設株式会社、株式会社奥村組、前田建設工業株式会社、株式会社間組の8社を指名いたし、10月20日に指名通知をさせていただき、10月21日に現場説明を行い、昨日11月7日に入札を実施させていただきました。

結果、指名競争入札調書のとおり、株式会社奥村組が税込みで6,751万5,000円で落札をいたしましたので、仮契約を締結させていただきました。

なお、税抜き請負率は89.55%でございます。

工期は、議決の日から平成18年9月29日までとなっております。

以上、よろしくご審議をお願い申し上げまして、説明といたします。

議 長 1番議員！

1番議員 ちょっと二、三点、聞かせていただきます。

いわゆるこの上部工についての指名競争入札をされた入札の通知はいつされて、いつメンバーが決まったのか、1つです。

それから2つ目は、先ほどの議案の下部工と、そして今の上部工の指名競争入札と一般競争入札の仕方が違う方法については、先ほど助役の方からちょっと説明あったと思いますが、再度ここでお願いしたいと思います。

それから、現清掃センター、今新しい清掃センターの工事がいよいよ始まろうとしているわけですが、栗本鉄工が受けて、そしてこの箱物の、いわゆる建物の業者は、いわゆる栗本鉄工からどういう業者が受けておられるのか、その値段は。また栗本鉄工におかれましても指名競争入札をされてやられたと思いますが、何社を選ばれて、どこの会社に落ちたのか、まずそれを教えていただきたいと思っています。

議 長 助役！

助 役 下部工を一般競争入札、上部工を指名競争入札とさせていただきましたのは、先ほど申し上げましたように、1億円をめどに、1億円を超える部分については一般競争入札で進めさせていただくと、それを下回る部分については指名競争入札という一定の基準を設けておりますので、その手法を用いたということでございます。

それから、新清掃センターのいわゆる建物の建設をする業者でございますが、栗本鉄工から報告を受けましたのは株式会社奥村組でございます。金額の方はちょっと正確に、下請届が出ておりますので、後ほどご報告申し上げたいと思います。

何社で行われたかにつきましては、定かに見積もり徴取、入札方式をとったというふうにお聞きをいたしておりますので、内容については詳細把握できておりませんので、申しわけございませんが、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 総務部長！

総務部長 指名いたしまして、通知日は10月20日でございます。（1番議員「選定委員会
は。」）選定委員会は10月6日でございます。

議 長 1番議員！

1番議員 この議案、第86号と第87号、関連するわけで聞かせていただくわけであり
ますが、やはり一般競争入札については、9月13日に公告して、締め切りは10月5日であ
ったと。そして、これは8社で入札が行われたと。指名競争入札については、この10月20
日に通知して10月6日に決まって、6社で決まると。この入札の指名されているのを見
ると、やはり清掃センターの箱物、先ほど助役から説明ありましたように、栗本鉄工から下
請で受けてるのが奥村組と今おっしゃいましたが、ましてまたここでこの指名競争入札の中
に、先ほどの8社の中から1つだけ奥村、さっきの6社ですか、6社から選ばれて、奥村だ
けがこの指名競争入札に指名されていると。これは、どうしてこのようなことになってるの
か。

私は、今栗本鉄工が、やはり箱物については奥村組が受けたということは理事者側の十分
承知の上だと思っているわけです。そこにおいて、また奥村組を指名競争入札のメンバーに
入れると。これももう少し広くしてはいいのではないかと。やはり1,000点以上という
一つの規定があるのも、先ほどの一般競争入札の中の一メンバーも同じく1,000点以上
のメンバーだと思うわけですが、なぜ奥村組だけが1人だけこのまた指名競争入札のメンバ
ーに入ってるのか、これが我々から見てもなかなか納得できないところもあるわけでありま
すが、その点の選択された理由を明快にお答えしていただきたいと思っています。以上です。

議 長 助役！

助 役 一般競争入札は6社で、この中にも奥村組がいわゆる応募をされてこられました。
最終的には村本建設が落札ということになったわけでございます。上部工につきましては、
綱構造物ということで専門業者を検討させていただきましたが、ご承知のとおり、橋梁談合

で指名停止をたくさん受けているということで、専門業者を指名したくてもできなかったという実情がございます。綱構造物のいわゆる経審点数を保有して、さらに綱構造物のいわゆる実績のある業者を選ぼうと。その次の安心できる業者というのはそのランクに移ってまいりますので、そういった中で、経審点数一定点数以上で綱構造物の実績のある業者ということの基準を設けましたら、その中にたまたま奥村組が入っているということになりましたので、外す理由ももちろんございませんので、先ほど申し上げました8社で指名通知をさせていただいて競争をしていただいたというのが実情でございます。

議 長 質疑ありませんか。 10番議員！

10番議員 大体今山田議員の方からいろいろ話、私どもの思いは一緒ですねんけども、このメンバーとして、村本が橋梁の方に入っていないというのは、実績がないから入っていないのか、経審が足りないから入っていないのかと。

それと、これ工事が当たるに当たって、道路の方はあれ通行どめになるんかな、この東側の堤防ですか、工事当たる、橋かけるときに、工事にね、今の堤防ありますやんか、大場からずっとこの県道ですか、これは通行どめになってあの工事はかかっているのか。

それと、PCと鋼鉄の方の、先ほど中尾部長も言わはったように、後で説明する言わはったけども、金額的にどんだけ違うのかと、それとスパンをそんなに長うして何も鋼鉄使わんでも、短くしてPC使うたら安くつくのやったらそっちの方が上違うんかなと、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議 長 助役！

助 役 上部工に村本建設が入っておりませんのは、先ほど山田議員にお答えした経審点数と実績、いずれも基準にはまらなかったということで入っておりませんので、よろしく願いをいたします。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 堤防の方の右岸側の県道の部分なんですけど、影響範囲は当然できますねんけども、残りの部分で片側通行という形で、安全上いろいろ問題はあるかと思いますが、その辺は警備の部分で万全を期して、片側の交互通行という形で対応していきたいというふうに思っております。

また、旧の橋の上部に今回新しい橋をかけるということになるわけなんですけど、旧の橋の部分では歩行者と二輪の部分では引き続き通行をしていただいても結構と、通行を許可するという形で対応していきたいというふうに思っております。

議 長 10番議員！

10番議員 それと、関連ですねんけども、今までこの橋、もともと今かかっている橋かて、何回も通らしてもろてんねんけど、乗用車でも切りかえして曲がっていかんなんようなくあいの橋になつとるけども、今後いろんなとこ見ても、何か何でこれもっと間口を広くできないのかとかという橋たくさんあると思いますのやんか。そやから、今回もそういうとこもまた考えて、やっぱり便利を図るような間口につくっていただくということでもよろしくお願ひします。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 新しい橋の部分につきましては、幅員が7メートルございます。それと、今ご質問ありました両側にハンチをとっておりますので、新しくできましたら今度は十分に迂回することがたやすくなるというふうに思っております。

それと、質問の中でちょっと私答弁飛ばしましたが、下部工の部分と上部工の比較の部分で、いわゆる上部工がPCで、真ん中にピヤを立てても安くなるという、私の説明不足かもわかりませんが、ご指摘であったと思いますが、真ん中にピヤを立てて葛城川を2スパンにしますと、安いPCの材料を使っても高くなるという比較が出ております。ですので、1スパンの綱橋を採用すると、こういうことでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 12番議員！

12番議員 まず1つは、従前の橋の構造じゃなくて、2つの川をまたぐということで、特殊な形なんですけど、こういう場合、ちょっとイメージ図とか、あるいは簡単な設計図を資料として出していただいたら大変わかりやすいと思いますので、これについては資料をいただけるかどうかお願ひしたいと思います。

それから、先ほど現説が10月18日っておっしゃったと思うんですけども、現説、現地ですていただいたんですね、10月18日に現地説明会、現説、さっき10月18日現説っておっしゃったと思うんですけど、説明、それはしてないですか。ちょっとその辺確認して、もし現地説明会はしてない。うん、じゃあ先ほどCDでしたということだったんで、あれと思って確認したんですけども、要するに業者を一堂に会する機会をつくらないというのがまず基本的に談合を防ぐ有効な手だてですので、日程も先ほど確認させてもらったんですけども、今回においても、そしたらそのようだと思いますが、再度そういう一堂に会するのは入札のときだけだったのかどうかということも確認をしておきたいと思います。

それから、先ほどから山田議員の方も奥村組について質問されているわけなんですけど、奥

村組が既に仕事をとっているのではという、そういう観点以外にも、やはり栗本から情報入手しやすい立場になるということも懸念されるわけですが、栗本から奥村組が仕事をもらっている場合に。そんなこともなかなかなかろうかとは思いますが、やっぱり栗本からの情報という部分でいろいろ入手しやすい可能性もありますので、そういうことを考えても、やはりこういう場合については排除すべきでないかと、指名から排除すべきだというふうに思うんですけども、その点についてどのような考えかお聞きをしておきたいと思います。以上です。

議 長 助役！

助 役 栗本鉄工の下請をされるのが奥村組ということなんですが、それで情報が流れるというのはすごい理論やと思いますので、そういうことは一切考えられませんので、どういう意図でおっしゃったのかわからないんですが。

この上部工につきましては、入札以外に説明会を催しましたので、入札と、もう一度説明会の日に現場説明をさせていただいております、現地ではなしに現場の説明をさせていただいております。現場行くと違います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 私が今手元で持っておりますが、かなり失礼な言い方になるかもわからんけども、詳細といいますか、専門的なやつですので、もしわかりやすい位置図的なそういう図面であれば、また別にわかりやすくつくらせてもらいますけど。平面的な詳細図で……ここに詳細図がございますので、これを見ていただければわかると思いますので、これを配らせてもらいます。

議 長 12番議員！

12番議員 建物の場合は、イメージ図だとか、簡単な設計図いただいてかなりわかりやすいんですが、簡単な橋とか一般的なものであれば別にそこまでいただく必要はないけれども、今回の場合は特殊なつくり方ということになりますので、私の方は私たちでもわかるような、説明を聞きながら見てたらわかるようなそういう資料を欲しいということをお願いしておりますので、よろしくをお願いします。

それで、あわせまして、そしたら幅と長さ、上部の幅の長さをまず聞いておきたいと思います。

それから、先ほど現場説明会をしたということなんですけれども、先ほども言いましたように、やはり談合を防ぐまず基本は業者を一堂に集めないということなんです。ですから、

先ほどはCDとかで説明、言うたら貸与してということで、一堂に会するのは入札のときだけだったということで説明聞いたんですが、なぜそしたら上部工のときは一堂に会して現場説明会を開かなければいけなかったのか。こういう場合でも、やはりまたCD、今簡単に作成できるわけですから、CDの貸与で十分だったんじゃないかと思うんです。そういう点では、こういうやり方を、一堂に会しないで入札のときに初めて顔を合わすということを原則にさせていただきたいんですが、その点について再度お聞きをしておきたいと思います。

議 長 助役！

助 役 談合を防止するという観点で常に作業をしております。今回現場説明をさせていただきましたのは、綱構造物ということで、橋梁の専門業者でもございませんので、実績はあるんですが、そういうこともございましたので、念のため説明会を開催をさせていただいたものでございます。

それと、結果としては競争が行われているということで、談合はなかったものというふうに判断いたしております。今後も、入札に当たりましてはできるだけ入札のときだけという方向で進めてまいりたいという基本姿勢は変えてございませんので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 上部工の部分につきまして、橋長は32.1メートルでございます。幅員は7メートル。いわゆるガードレールを含めました全幅につきましては、全幅で8.2メートルということになっております。

議 長 6番議員！

6番議員 なかなかちょっとわかりにくいんですけれども、1つは、先ほどあったように、橋梁専門の業者が談合をしていたと、これはこのときには、その前提になるということは、いわゆる指名停止の期間に入っていたということだというふうに思うんですね。だから、その橋梁の専門業者が何社指名停止に入っていたのか、そういう点と、その業者の流れについてもう少し説明していただきたいと思います。

これは、一つは地元業者では多分これはできないだろうというふうに思いますんで、この鋼鉄製のいわゆる橋梁については、構造物については、これはもう地元業者は無理だという点については理解ができます。しかし、その前提となっているように、乾議員が先ほど聞いたように、いわゆるPCでした場合も真ん中に橋梁を打たなければならないためにトータルとしては高くつくということですが、それは幾らぐらいの価格比較差を持ってそのよ

うに判断されたのか、そういう点についての金額についてもやっぱり明確に答えておいていただきたいというふうに思うんです。これも大事なところなわけですから。

そういうことが前提になっていて、もう一つ私その説明でわからないのは、1つその中でいわゆる指名基準について、構造、いわゆる橋梁工事専門で1,000点以上ということになったんですけれども、村本はそしたらこの基準でいけば経審は何点なのか。その他比較できる業者との関係で言えば、奈良県下で該当する業者があるのかなのか、その点についてお聞きをしておきたいと思うんです。それは選定委員会で資料等をもって選定する場合の大事なところですので、そういう内容についてお聞きしたいと思います。

それから、再三県の指導を受けてきたというようにおっしゃっているわけですが、そうすれば橋梁について下部と上部に分ける、そりゃ今までも分けておられる実績で理解はできるんですけれども、例えば高田川の先ほど言った中和幹線の上の工事というのは一体どこがしたのかと。例えばそういう実績についても当然選定委員会においてきちんと把握した上での選定というのは、これはもう当然のことだというふうに思うんですね。こういうような形で、奈良県下での橋梁の実績の業者、あるいはさらに絞って高田土木での実績の業者、こういう点を一覧表にした中での選定という作業をやっておられるのかどうか、そういう点についてお伺いしたいと思います。

こういう中で、先ほどから議論が出ている下部と上部に分けて、そして上部についていわゆる構造にしたという、その金額についても、こういうような金額で鋼鉄製にする方がこれぐらい安いから当然有利な選択の方法だったということが、やはりこういう流れの中で私は説明をきちんとしてやっていただきたいというふうに思うんですね。これは、選定委員会が非常に大きな役割を持ってきている中で、選定委員会の議事録についてもきちんと残しておく、こういうことについての要望も再三私たちはしているわけなんですけれども、そういうような形で選定委員会が例えば開かれた中身で行えるような手続を行っていくことも非常に重要なわけです。いわゆる官製談合というのは、そういうところの部分が大きく働いて、業者選定に至る流れの中から生まれてきているということも明らかなんです。

そういう点で言えば、地元業者に仕事を発注するか、それとも奈良県大手に発注するか、あるいは全国的大手に発注するかという問題については、9月議会の一般質問で私が行ったわけなんですけれども、そういう国の基準とともに、中小零細企業を保護していくという国の方針に基づくものが今まではあった。しかし、それがなくなってきているという流れの中から、どのような選択をするのかというのは、庁内のいわゆる選定委員会が大きな役割を果たして

いくわけですから、こういう点について、先ほどの言った部分、いわゆる上部、下部、そしてこの問題に限って言えば、橋梁の談合があつて排除された業者が何社あったのか、そういう排除されているために橋梁専門業者についての入札が不可能になった。どういうことから綱構造の業者に次善の策として指名をする段取りになったと。その業者については1,000点以上の経審があつたと。その1,000点以下であれば、県内の業者は、該当する業者がどういう業者が出てきていたのか、こういうような内容についてやはり説明をしていただきたい。そういう中で、選定委員会のいわゆるトータルな選定の流れが私たち自身も把握できて、議会がそれに基づいて審議できるという状況生まれるわけですから、そういうことについて、私が今言った流れの概略がわかるような説明をしていただきたいというふうに思います。

議長 助役！

助役 村本建設のこの上部工、綱構造物の経審点数でございますが、資料では968点でございます。実績はございません。過去にやったからというのも一つの理由になろうとは思いますが、今現在のその会社の状況というのをやはりしっかり把握して発注しなければならないということをご理解いただけたと思いますので、最新情報に基づいて、一定の基準を持って、恣意的にならないように指名選定委員会では選定をさせていただいているつもりでございますので、その点よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

1,000点を下回る奈良県下の業者は数社あるというふうに思ひますが、そういったところで安心できる業者ということで、1,000点という区切りを設けさせていただいて選定をさせていただきました。以上でございます。

議長 4番議員！

4番議員 ちょっと時間もせつぱ詰まっていますねんけども、ちょっと聞きたいんですけども。

先ほどから町の方の答弁を聞いておりますと、今の葛城川におきまして、今1スパンで入札が終わつてるといふことなんですけども、2スパンにする、中にピヤを入れてする場合は単価が高くなるというふうな答弁だつたと思ひんですけども、決してそうではないと思ひんですけども、今現在高田川においても2スパンでされてる、その単価的な比較をすれば2スパンの方が安くつくといふことで、安価になるといふことで、当然県等の河川課におきましてはできるだけ1スパン、長いスパンでいけといふのが、これ当然指示があると思ひんです。といひますのは、過去に葛城川の方が決壊して、百済村ですか、当時ね、の方にそういう水害が起きたといふことは、葛城川の中で今新たな、今の旧の橋をそのまま置いて新たにつく

るということで、当然1スパンが望ましいと私は個人的に思うわけですが、なぜ高田川に関して、曾我川に関して、広陵町の大きい一級河川3河川あるんですけども、なぜ1スパンにしないかと、1スパンが安いのであれば。でも、そうではないと思うんです。

当然、普通の一般的に考えれば、大きい1本の橋で飛ばす場合は、当然支える橋台なり橋脚が高くつくわけですから、当然単価的には。だから、メタル、鋼鉄というんか、鋼製というんか、メタルに関して当然PCと比べればPCの方が安いと。一般的にメタルというのはどこに使われるかというのは、下に道路とかそういう鉄橋、鉄道が走ってるとか、そういう人的に被害が及ぶときについては大体メタルを使って、ふだんはPCを使うわけですがね。メタルについてはあと維持管理が当然かかってくるわけです。その辺も考慮されて、その辺も専門的な方もおられると思いますねんけども、私は今回その1スパンについては大いに賛成です。しかし、町が言われてるスパンを細かくすれば高くつくというのがちょっと私腑に落ちないと。といいますのが、繰り返しますけど、現在も一緒ですやんか、だから当然昔は、高くつくから川の中に柱と橋立てて、細かく区切ってされてるわけですね。それが今現在、水害がというんか、雨が降るたびにそこへいろいろ物が詰まって、どんどんどんどん詰まって行って、上流になるほどそういう水位が上がるわけですね、現在。だから、その辺のそういう広陵町なら広陵町の範囲の中で、そりゃ河川は国のものであり、県が管理してるわけですが、広陵町としても今後そういうふうな、この際ですけども、水害のあるたびに、できたらそういうピヤとかの中のを撤去をお願いしたいと。

例えば、今の新森橋、農免道路かかっていますね、あそこ通るたびに、昔の細い橋残ってまますね。そこ、絶えず何かいろいろごみが詰まってるわけですね。それによって、逆にそれがつぶれる可能性も出てくるわけですね。だから、その辺も考慮というんか、できるだけ維持管理の方も県に任せず広陵町の方でやっていただきたいと。といいますのは、近年にならぬ集中豪雨というんか、日本の各地で起きておりますので、いつ何どきまた奈良県、またこの辺も、北部においてもそういう集中豪雨がいつ起きるかわかりませんので、その辺の対策もあわせてお願いしたいと。

それと、委員会でも当然お願いしたいんですけども、私は委員でございませんので、傍聴させていただこうと思うんですけども、その場で一応2スパンにすればこんだけかかる、当然PCでされると思うんですけど、現在今1スパンでメタルを使うてるということですが、その辺の比較の方もされたということですので、その辺の方の説明もお願いしたいと。答弁結構です。

議 長 質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

次に議案第88号、平成17年度広陵町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

朗読させます。 局長!

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 総務部長!

総務部長 それでは、議案第88号、平成17年度広陵町一般会計補正予算(第3号)につきましてご説明申し上げます。

議案書の6ページでございます。

今回の補正につきましては、歳入歳出から4,097万5,000円を減額し、総額1億2,150万6,000円といたすものでございます。

内容につきましてですが、11ページ以降となります。

人事院勧告による減額と組織改革に伴う人事異動によるものがすべてでございます。人件費に係る補正予算となっております。その内訳でございますが、今回の人事院勧告によります減額は60万6,000円、収入役不在による減額が547万8,000円、人事異動、中途退職者による減額2,909万1,000円、長期給付追加費用の払込金の減額580万円で、合わせまして4,097万5,000円の減額となっております。

なお、歳入につきましては、ふるさと基金繰入金を減額させていただくことにしております。

また、下水道事業会計、墓地事業会計、学校給食会計、水道事業会計につきましても対象となるわけでございますが、いずれも小額な補正となりますので、見合わせをさせていただいておるものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

議 長 質疑ありませんか。 12番議員!

12番議員 今回の中で、2,900万円、もう一回聞かなあかんね、ちょっと待ってね。今回は、ボーナスについて相殺された形になるんですけども、この部分で今回増額、純粋に増額っていう部分だけでいけば幾らになるんでしょうか。

それと、現業の方については個々補正の中で組まれていると思うんですけども、どの程度の金額になっていくのかということも教えていただきたいと思います。0.3%やから計算したらわかると思うんですが、トータルで幾らになるのかというところで教えてもらいたいと思います。

それから、途中退職という形なんですけど、途中退職の方は何人で、どういう理由で途中退職なさったのかということもこの際あわせてご説明をお願いしたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 給与費明細書の26ページをごらんいただきたいと思うんですが、26ページには給与費の明細書、それと増減の明細が出ております。今回の給与改定に伴う給料でございますが、12月から翌年3月までによる改定、0.3%の給料改定率のマイナスによりまして79万5,000円の減額になります。給料のそれ以外の異動等による減につきましては、1,481万9,000円、そして職員手当の欄で出ております制度改正に伴う増減分といたしまして、勤勉手当の0.05カ月分の引き上げによりましては346万9,000円の増額でございます。そして、議論いただいておりました4月から11月までのいわゆる調整分でございます、これにつきましては0.36%の減額でございます、合わせて312万7,000円と内訳が出ております。

それから、平成17年12月から翌年3月までの減額分、これは配偶者の扶養手当ということで、月額500円の減額並びに給料の減額に伴います調整手当と管理職手当の減額を合わせまして15万3,000円というふうに出ております。そして、職員手当、それ以外の増減分、異動等による減、中途退職による減1,152万8,000円と、こういう形で反映をしております。

それから、中途退職者でございますが、いずれも3名、自己都合により3名の中途退職者が出ております。それと、1人は一般会計の所属から水道事業会計の所属になったためでございます、一般職の比較におきましては、一般会計の補正だけでございますので、4人の減という形で生じておるわけでございます。

それから、技能労務職員につきましても、内訳的には、金額的には出ておらないですけども、反映されたものというふうになってございます。以上、よろしくお願いを申し上げます。

す。

議 長 質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

委員会で審議される間、しばらく休憩します。

(P.M. 0 : 08 休憩)

(P.M. 4 : 48 再開)

議 長 それでは、休憩を解き再開いたします。

議 長 次に日程4番、議案第85号及び議案第88号を議題といたします。

本案について総務文教委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。

総務文教委員長、山田君！

総務文教委員長 総務文教委員会は、本日の本会議において付託されました2議案につきまして慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

まず初めに、議案第85号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについては、人事院勧告に従っての改正であり、民間給与と公務員給与の格差を是正するためのものであること、今回の給与改正は人事院勧告を参考にして本町として総合的に判断した結果であることを伺いました。今回の改正は、給与の引き下げと勤勉手当の引き上げなどとなっていることなどを伺い、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第88号、平成17年度広陵町一般会計補正予算(第3号)については、今回の補正の主な内訳として、給与等の改正に伴う減額60万6,000円、収入役を置かなくなったことによる減額547万8,000円、退職者や人事異動に伴う減額2,909万1,000円、長期給付追加費用及び払込金額の減額580万円など、詳細に伺い、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、簡単でございますが、総務文教委員会の審査の報告といたします。以上です。

議 長 ありがとうございました。

お諮りします。本日の会議時間は、議事の都合により午後6時まで延長したいと思います。
ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は午後6時まで延長することに決定しました。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第85号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論はありませんか。

6番議員！

6番議員 反対いたします。

1つは、委員会の中でも町長は、民間の講師を招き、職員研修を行い、その中で民間であれば公務員の古手は使えないという厳しい批判を受けたというようにおっしゃっていました。事実、この問題については公務労働についての問題が問われていると思います。民間の利益最優先の現場での労働のあり方と、いわゆる法律等にのっとり住民サービス、地方自治法で言えば福祉の向上を目指す自治団体が行う仕事というものは同一にできないのは当然だと思います。そういう意味で、民間に行けば働く方法を知らないかのような言い方は、民間との仕事の役割が違うというところの認識を深めてもらってからの職員研修を一層速やかにやってもらうということが必要だろうと思います。

ただ最近で言えば、公務労働の中には、当然民間への補助や、またそれに対する手助け、経済の活性化など共通する部分があるのは当然であります。こういう部分では、民間の窮状、あるいは民間の仕事の内容というのは当然把握し、それに対応することが強く求められているのは当然であります。そういう点で、例えばリフォーム事業においてもあらわれているところですが、民間での仕事の問題が、申請等について同一レベルでの認識を持った上での許認可が必要だというような性質の問題に関しては、当然民間の意識を持った対応が求められるわけでありまして。こういうような民間と共通の部分の仕事については、共通の認識、土壌のもとに公務労働を実行していくための切磋琢磨が求められると思います。

こういうような部分について、本来広陵町の職員が住民の信託にこたえた仕事を行って

くことが大前提になろうと思います。そういう仕事の評価がもちろん労働の価値に結びつくものであり、そういう点での給料の問題については、当然そのところからの議論があらわれるだろうというふうに思います。そういう点で、公務員に対する攻撃が、小泉首相を初め政府、中央官僚から出ている問題というのは、非常に地方の現状を無視したやり方があらわれていると思います。勤務評価についても、アメリカ式の評価基準を導こうとするやり方は、民間でも破綻している内容があらわれています。こういうようなときに、公務労働を真に評価し、そして住民サービスにつなげる地方自治法に基づく公務を遂行していく能力を身につけていただく、このことが職員の給与を正当に評価し、そして現在の公務員に対する攻撃をはね返すもっとも確かな力だというように思います。

そういうような前提に立って、今回の給与の改定については、いわゆる中央官僚の天下りの問題などもまだ放置された状態であります。こういうようなところの部分改善させ、国民から公務員に対する信頼を勝ち取っていくという点については、当然国全体の流れの中では多々あることも認識しています。それは率先して、社会保険庁に見られるような状況など、年金の改革など、こういうところでの公務員のむだ遣い等にメスを入れていく、そして天下りをしっかりと規制させていくということが求められます。そういうような道筋を今うやむやにした形で、中央官僚の給与を、生涯賃金を引き上げるという観点から、いわゆる中央に厚く、地方には薄くする公務員の給与体系づくりが新行革指針の中で追求されているのが実態であります。

こういうような状況に対して、私たちは今、地方の経済の活性化という観点からいっても、公務員の給料を引き下げる、そしてその次にはまた、引き下がった後民間、一般企業の給与を引き下げるという悪循環を繰り返して、政府財界、特に財界はヨーロッパの中間層、いわゆる300万円から500万円の所得水準が最もその中間層に見合う給料だというような形で給料の水準を、国全体の水準を引き下げようとする、そういうところの意図が今回の人事院勧告の中にもあらわれているということでもあります。こういうような問題に対しては私たちは、広陵町の職員の生活を守るという立場から容認するものでは決してないということで反対をしているわけであります。

もう一つの問題は、いわゆる議員の給料の関連であります。これは、当然町長の給料との関連にも影響を及ぼすわけであります。職員の給料を下げておいて、町長の給料、これはことしから、7月1日から5万円の引き下げをされているわけですがけれども、期限つきであります。今回の職員の給料の引き下げは、期限つきというものもありません。こういうような

現状は、特別職だけ特権を利用した報酬、給与、つまり給料の温存を容認させるというようなことにつながりかねないわけであり、この点については、みずからこの審議をする中で、みずからの報酬の引き下げの問題についても言及すべきであります。当然今回の人勧は、新行革指針にのっとった5年間の緊急の公務員総体の引き下げ、4.8%の引き下げを目標にしたものであり、そういう中に議員の当然給与等の引き下げ、町長、特別職の引き下げ、そして退職金の見直しなど、こういうところに目をつけないまま、現在においても提案されている公務員給与の引き下げだけを求めるというのは、全体の流れからいっても間違っているというように思うわけであります。

そういう点で、この問題については、住民に一層現状の財政の問題を公表し、そして広陵町の個人住民税の現状をあわせて公表する中で、住民との対話を重ねながら、本来の生活給のあり方はどういうものなのかということを議論する道筋をつけるべきであります。そういう点で、私たちは今回の人勧の勧告については、地方を全く無視した数字があらわれており、地域調整手当が廃止されて、地域手当という名称で地方の給与水準を引き下げる手だてをとっていることについてもその間違いがあらわれているだろうと思います。そういう点で、広陵町の給与の引き下げに関しては、特に住民が公開し、住民自身が判断できるような資料を提供しながら、時間をかけて議論をすべきだというように思います。以上です。

議 長 8番議員！

8番議員 ほんまに、ちょっと私もわからなかった。

まず、広陵町職員の給料というものは、広陵町民に納得していただけるような給料が最もベストでございます。私、この本議会で一番最初聞いたんです。広陵町の中の各企業のこれを調べましたかと、それは調べてないと、こういうこと。今後そういうのも調べる必要があるのではないかと、こういうことです。ほんで、この審議の途中で、この給料は、人事院勧告、いわゆる全国8,300の箇所の事業所の調査、残念ながら広陵町にはこの調査にも値するような企業がないというふうなことも聞いております。

このようなところから、広陵町の住民にとって、44歳、具体的な数字が出ております、44歳、平均給与33万1,492円、これに諸手当がつきます、40万347円、このような給与で広陵町民に納得していただけるような給料、このようなことにしないと、先ほど何かいろいろ聞くと、先ほどの反対討論は全国がどうかこうとかという問題じゃなくて、広陵町職員は広陵町の住民が納得していただけるような給与体系にしないといけないと、私はこのように考えておるところでございます。したがって、私はこの広陵町の企業に合わす

べきだと言うて、ところがその調査はできないと、ないということで、ですからこれ全国の平均の企業の調査から来た数字によって、広陵町はこの数字で妥当ではないかということでこの数字が出ておるのでございます。

先ほどの委員長の説明でもありました、民間企業を調べたところ、こういうような数字になって、至極妥当な数字じゃないだろうかということでなっております。いずれにしてもこの数字は、住民に十分に納得できてもらう数字であると私は考えているところでございます。これは、高過ぎるではない、靴下屋さんの産業からいうと高過ぎるのじゃないかというところもあると、私は商工会の会員やったからようわかるんですよ、そういう話ばかりで。だけど、私は、広陵町だけの中の企業を参考にするんじゃなくて、全国を平均でするんじゃないかと。だから、私そういうことを言うてんですわ。あくまでも全国平均ベース、民間がこのような数字でございましてというようなことで根拠にのっているということなので、私は至極妥当な数字だと思います。あとは、町民の皆様にも、この数字で一生懸命職員は仕事してると、こういうことを納得してもらうことが大切なこととは思います。

なかなか広陵町の広報で、じゃあ今の職員の給料こうですよってなかなか公開はできないんですが、私はこういうことは民間、広く平均などこになつてるということで、私が賛成討論としたいと思います。

議 長 12番議員！

12番議員 ただいまの賛成討論は、いろいろ疑問を持って、ご自分の考えをお持ちなのにもかかわらず、理事者に安易に妥協した賛成討論で、大変説得力のない討論だというふうにも思いますが、賛成討論がありましたので、反対の立場で再度討論をさせていただきたいと思っております。

先ほど寺前議員もいろいろと反対の内容を指摘したわけなんですけれども、さらに本会議のときに、先ほど質問私もしておりましたが、やはり4月にさかのぼって、遡及して給料引き下げということについては、奈良県でも係争中でもあります、違法性が大変強いという点は、これはもう重大問題でありますから、この言葉を幾ら「調整する」という言葉に置きかえても、実態はこれはだれが見ても遡及したということと言わざるを得ない、こういう点についてまず反対をしたいと思います。

それから、公務員の給料は、言いましたように物差しになるわけですね。この物差しを低く下げていくということは、いろいろな福祉的な要素での生活水準の切り下げ、また一般の企業の中でも、公務員の給料が下がれば社員とかの給料も下げやすくなっていくということ

で、国全体の給料の引き下げにつながっていく、生活水準の引き下げにつながっていくと、こういうことになるわけなんです。

先般毎日新聞を読んでいましたら、意見欄に出ておりましたけれども、専門家の方なんです、ドイツでも総選挙ありまして政権交代したんですけれども、ドイツの選挙の争点は、今失業率が15%だそうですけれども、失業手当をもらいながらレジャーにも十分行って、みんながそれが当たり前だと、こういうレベルで、かなり日本のレベルとは高い水準だと言っているんですが、そのレベルをいかにして財政が厳しくても維持をしていくかということが争点になっているそうです。ところが、日本では、いかに生活水準を切り下げていくかということが争点になるということはドイツ人には全く理解できない、このことが指摘されておりましたが、私はこういう中では、人権問題が本当に日本ではおろそかにされている、蓄積されてきたいろいろな人権の高揚が本当におろそかにされている、人権意識が希薄なことは大変残念に思っております。

それからもう一つ、ラスパイレス指数の問題なんです、町長は少数制で上げていきたいということをおっしゃいましたけれども、日本は世界の中でも公務員が本当に少ない、少数精鋭で今でもやっているんです。そういう中で、ほかの税金の使い方とか根本的な国の政治のあり方、税金の使い方、そういうところにやはり足元でもきちっと分析をして、言うときにはやっぱり抗議をする、そして市内でその部分クッションになってやれることは何かということを実際に検討していく、こういう点が大切なんです、安易にラスパイレス指数を上げるために少数精鋭で格差をつけていくということについては、これは本当に質が向上するかどうか、一部向上しても一部またおろそかになっていく部分が出てくる、大変住民サービスという観点からは懸念せざるを得ない内容なんです。そういうことを加えて反対いたします。

議 長 8番議員！

8番議員 この人事院勧告というのは、私が承知しているのは、組合がない、あるいはスト権がない、あるいは制限されている公務員の職員に対する救済というか、それを完全実施理事者がするのが当たり前だということでこの人事院勧告というのがあるんだと、私はそう認識してるわけなんです。だから、この人事院勧告を逆に理事者が守らなかったらどうなるの。これ、今ちょっとぐらいの金下がってることでやいやい言うてますけれども、上がったとき、町長がもううち財政ないからとても人事院勧告を実施できないというようなことになったらどうなるのかと。この辺は職員さんと町長さんとで話し合っていたらよくわかること

じゃないかと思えます。

だから、例えばさかのぼってすると、減らすと、ほんならこれがおかしいというんだったら、今後、私はその分はそれでいいと思うんです、さかのぼらなくていいと思うんです。だから、12月1日から改正しますと。そのかわり、上がってもそうしますと、そういうことで、ここの職員さんと理事者側で合意ができたならそれでいいんじゃないかと。だから、その辺は当事者間で一回議論していただいたらいいんじゃないかと。私は、そやから町長はあくまでもこの人事院勧告を守るという姿勢を崩してもらったら困ると。だから、今回それを崩しとらへん、そのとおりにやっていると云われてるんですから、私はこれは当然賛成すべき問題だと思っております。以上です。

議 長 本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

議案第85号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって、議案第85号は原案どおり可決されました。

次に議案第88号、平成17年度広陵町一般会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

6番議員!

6番議員 先ほどよりも簡潔にしたいと思えます。

坂口議員が、先ほど反対討論で広陵町の住民の給与実態という問題を言及されました。委員会では、本会議でしたか、靴下業界の給与の実態についてどうかという質問をされました。私たちは、靴下業界が非常に厳しい環境の中にあり、そしてその給与水準も非常に少ないという厳しさについてはよく認識しております。こういう問題をとらえて、あたかもその水準に広陵町職員の給与を右へ倣えとするかのような発言については、生活圏の本来の給与の問題に対する認識が欠けていると言わざるを得ません。こういう点については私たちは、当然広陵町の個人住民税の実態については明らかにさせることが必要だと。特に全国的に同一水準になると思われる特別徴収の個人住民税についての給与実態については把握をして、それとの関係で実際どうなのかという問題については議論をすることについては、大いに住民の間で資料を提供し、議論をしていく、そういう中で住民合意の意識形成を行っていくという

ことは大切なことだというように思います。

そして、地方の経済活動全体がその地方の職員の給与を決めていくという問題ではないことも明らかにしなきゃならないというように思います。地方交付税の1つはもともと均衡税、並行交付金ですか、から出発しているわけで、この問題については、国は地方交付税の役割を低下させようとしてきているわけですが、地方では町村議長会あるいは町村会はどこぞで地方交付税の、この維持措置、いわゆる地方と中央の財政的格差の是正を働かせることが必要だという点は一致した要求であります。これは、当然東京は不交付税団体が多いと、地方へ行けば交付団体がすべてだという矛盾を解消するための大きな手だてであります。こういう地方交付税という制度自体を維持させていくという前提に立って、その地方の経済的水準でもってその地方の公務員の給与を定めていくと、こういう考え方は当然間違っているということを断言しておきたいと思います。

ただ、その地方における経済の活性化を図っていく上でも、その地域に住んでいる住民の生活実態を把握していく、そういう点を見定めていくということは当然事実を認識するという前提に立った作業であるわけですから、私たちは当然こういう問題について公開をし、住民の合意形成のための手だてを図っていくと。その中心になるのは、公務労働に対する専門性を持った公務員の誇りであり、その誇りを持った仕事の遂行であるというように思います。そういう点で、再度その公務労働に対する徹底した研修と、そして住民にこたえるための仕事を行っていただきたい。そして、それにふさわしい、生活にふさわしい給与をもらっていただくという当たり前の点を指摘しておきたいと思います。

それからもう一つは、地方公務員の人事院勧告制度の問題であります。これについては、当然現在においてはそのような状況になっております。しかし、もともと憲法は結社の自由を認めております。そして、それに基づいて、戦後公務員が当局と話し合いをするためのスト権も打ちました。打とうとしたときに、GHQは、マッカーサーが201号布告を出してスト権の中止を発動したと、それに基づいて国家公務員が国家公務員法に給与の定め方について定まったというわけでありまして、50年には地方公務員にもその人事院勧告の制度を導入したという流れであるわけですが、本会議でも述べましたように、IOCのいわゆる労働委員会、特に結社の自由委員会は、日本の公務員に対する団結権、スト権の剥奪は近代の法律に反するというのを再三勧告、廃止の勧告を行っているわけでありまして。現在も、今財界自体が、公務員の給与や身分保障をやめるかわりにスト検討を付与してはどうかというような意見も一部に出ているわけですが、こういう問題は、不利益に対する労働者

の立場を守るというものであって、現在今議論しているのは、不利益に対する労働者の、いわゆる本来の結社の自由の観点からこの問題が不当だというように言っているわけでありませぬ。

そういう点で、先ほど人事院勧告が当然利益を擁護するというものではないわけですが、不利益にならない問題については、当然国家公務員の状況を認めるのは当たり前であります。だから、人事院勧告を守るという問題の以前の問題として、人事院勧告が公務労働に対する侵害を行っているという前提に立った勧告であり、このこと自体が当然問われなきゃならない問題だというように思います。そういう点で、人事院勧告自体の大きな問題についても、それを前提とするという立場は私たちはとっていないということもあわせて指摘しておきたいと思ひます。

議 長 8 番議員！

8 番議員 久しぶりに共産党の教条主義の言葉を聞いたんでありますが、一番大事なのは——賛成なんですよ、先ほどの関連されておりますが、賛成なんです。

一番大事なことは、広陵町民の方に納得していただける、何も町民と団体交渉して決めるわけじゃないんですよ。このような給料で、このような仕事で、このような働きをしているというようなことでございます。その判定材料としましては、先ほども述べたように、全国平均、いわゆる人事院勧告、人勧、人勧とよう言うんですが、このようなベース、あるいは広陵町のベース。そして、そろそろこういう数字も公開しなくてはいけないという時代に来てるとは思ひます。町民の方はどういふ反応を示すかということも、一つ私は町民に聞きたいと。ここに出てる給料表、これ一遍ぱつと広報で流したらいいんですよ、係長、課長、部長、これが、あと全員ここに3%の調整手当のけてですよ、数字をかけ変えて、そうしたら一番町民の方がわかってくださると思ひます。当然議員の給料もここに書いて、30万円ですよと、こういうに書いて。それが一番、我々は町民に納得、信託を得てそのように給料決めるべきだと思ひますが、なかなか理論的に難しいところあるので人事院勧告と、こういうなことになってるとこで、先ほどに続きまして今回も賛成ということでしたと思ひます。

議 長 12 番議員！

12 番議員 また、同じく余り理解できませんでしたが、賛成意見については、反対をいたしたいと思ひます。

基本的には先ほどの反対内容、先ほどの議案の内容と同じです。加えまして、1つは、先ほど山本議員が勧告には従うべきだということでおっしゃっておられたんですけども、この

勧告はやっぱり勧告であって、絶対に従わなきゃいけないという、こういう内容でもないんですね。ですから、国が物差しを出してきたら、その物差しが広陵町に合うのかどうか吟味をして判断をする、結論を出す、これが大切なことなんで、従前も、何年も前なんですけども、以前はもうその勧告どおりにしてない自治体いっぱいあったんですよ。ところが、地方分権という中で、逆に中央集権的なこのような対応が多々やってきているようなこんな実態については、私は本当に地方分権についてきっちりと考え直して欲しいなということを加えまして、反対といたします。

議長 本案について反対者がいますので、起立により採決いたします。

議案第88号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。よって、議案第88号は原案どおり可決されました。

議長 次に日程5番、議案第86号及び議案第87号を議題とします。

本案について産業建設委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。

産業建設委員長、山本悦雄君！

産業建設委員長 産業建設委員会は、本議会で付託されました2議案について、委員会を開き慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

議案第86号、(地特道路整備事業)町道古寺・中線新林口橋橋梁工事(下部工)に伴う工事請負契約の締結については、経審1,200点以上の業者について説明を受けるとともに、設計業者の構造技研などについて詳しく伺い、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号、(地特道路整備事業)町道古寺・中線新林口橋橋梁工事(上部工)に伴う工事請負契約の締結については、方式について4つのパターンを比較検討して、維持管理面、経済面などから鋼構造橋がすぐれていると伺いました。採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

以上で、簡単であります産業建設委員会の審査の結果報告といたします。

議長 ありがとうございました。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとについて審議いたします。

まず、議案第86号、(地特道路整備事業)町道古寺・中線新林口橋橋梁工事(下部工)に伴う工事請負契約の締結についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。 6番議員！

6番議員 1つは、構造技研に関して詳しく報告もらったということですが、委員会で、平成

16年2月から構造技研の指名願を受け付けたというようにお聞きいたしました。そして、本会議でも述べていたわけですが、構造技研が広陵町でどのような仕事を、16年2月から受け付けてどれほどの仕事をとっているのかと。そしてまた、奈良県で、どういう性質の会社かという説明は、東京本社があり、奈良県に1カ所だけ支店ですか、出張所ですか、持っているという会社だと。その会社の場所はといえば、広陵町の古寺だということに言われたわけです。そして、入り口を見ればわかるんじゃないかと、会社がどこかわかるじゃないかというようなことを同僚議員からも言われたわけですが、こういうところの業者が、16年2月に受け付けて、町内でこれが初めての設計の落札なのか。指名がどういう形で行われているのかという点で、過去にどれだけ指名を受け、そして設計として落札をしている業者なのか、こういう点についてもお聞きしたいわけであります。

当然これに基づいて今回の設計が行われ、入札が行われており、そしてまた入札に対する説明では、パソコンには構造技研にかかわる業者等については指名に入れないというようなこともわざわざ書いているわけで、当然の話ですが、書いてあるわけですから、構造技研という会社が一体どのような会社なのかというのは、当然この議案を審議するに当たっては非常に重要な課題だと、議題だというように思うわけであります。そういう点で、構造技研という会社が広陵町に16年2月以降指名にされたのは何回なのか、落札されたのは何回なのか、この点を明確にしていきたいと思えます。

これが、例えば指名が3回で落札が3回というような事態であれば、本来こういう16年2月に初めて広陵町の指名を上げて、とんとん拍子に仕事をとっていく、こういうような業界の中で業者があるのかどうかということが不思議になってくるわけなので、こういう点についてはさらに明らかにしていきたい、少なくともこういう点についての内容を委員会で審議し、それが審議ができていないのであれば、理事者側からの再答弁を求めたいというように思います。

それから、委員会の中で、いわゆる綱構造の経審が別にあるということで、これが指名停止になっている業界が多かったということでしたが、9月でいわゆる指名停止が解けた業者、10月で解けた業者もあるということをおっしゃったわけですが、そういう業者、名前は結構ですが、件数がどれぐらいの件数に上がっていたのかと、こういう問題も今回の指名の中で議論をされているわけですから、指名停止になった時点の業者の数についてもやはり今回のこの審議の中では重要な議題の一つだというように思いますので、委員長、答えられるようでしたら答えていただいて結構ですが、もし答えられなければ、理事者

側から再度答弁を願いたいというように思います。

議長 8番議員！

8番議員 今おっしゃいましたような件につきましては、委員会では質疑がございませんでした。それが私の答弁でございます。（6番議員「かなりこのことについては述べていたんですよ。先ほどの構造技研に関しては、どれぐらいの仕事をもたらしているのかというのは本会議でも。」）

議長 今は委員長報告に基づいてやっておりますので。（6番議員「だから、理事者に答えていただいでもらって。」）はい。

討論に入ります。討論はありませんか。やかましいです、静かにしてください。

討論ありませんか。 12番議員！

12番議員 反対の立場で討論をいたします。

いろいろな経過の中で、本会議の中で質問できなかったという経過もありますが、やはりその委員会の傍聴などをする中でさらなる疑問が出た場合については、やはり誠実に理事者とあわせてご答弁いただくことを再度強く希望しておきたいと思います。

それでは、反対の討論の内容なんですけれども、談合の、やはりこの点について委員長報告はなかったんですが、委員長は、委員会の中でやはりこの数字を見れば談合の疑いがあると、しかし残念ながら証拠がないので結構ですということでしたが、これを報告に盛り込んでいただきましたかというふうにも思います。

委員長が指摘されましたとおりに、この数字を見ればやはり談合の疑いがあると言わざるを得ません。特に理事者の方の説明の中では落札率が91.19%と説明あったんですが、これは設計金額に対しての落札率なんですね。ところが、予定価格に比較いたしますと95.99%なんです。常々、95%以上であれば当然これは談合されているというふうに思って理事者の方は調査すべきだと、国の方もそうしているということを指摘しているわけですが、こういう観点からも、やはりこのような状況であれば、理事者の方はなぜこのように高い落札率になったのか調査をする必要があるということがあります。

そして、特にこの最低制限価格は予定価格の7割にしているのに、なぜ落札率だけこの設計金額を使わなければならないのか。これはまやかしいといえますか、言うのに91%の方が低いよということで議員を説得する材料にしようということが見え見えだなというふうに思います。やはりここは予定価格に合わせて落札率も当然言っていただく必要があると思いますので、この問題点については今後十分に注意をしていただきたいというふうに思います。

それと、特にこの問題については、経審点数を1, 200点以上にしたということについては、やはり村本建設を入れようというような雰囲気があったのではないかというふうに言われても仕方がないんです。地元業者の方も、過去の実績で言えば、これぐらいの工事ではできるといふような実績のある業者もいらっしゃるわけですから、やはりこの点については経審の点数をもう少し下げていけば、地元の業者も一般競争入札に参画した、できた可能性が大変強いですし、その点についてさらに加えておきたいと思います。その点についてはそういうふうにご考えておりますので、意見として加えておきたいと思います。以上です。

議 長 16番議員！

16番議員 反対者がありますので、私は議案第86号を賛成の立場で討論いたします。

今回は、金額が1億円を超えることから一般競争入札とされ、経審点1, 200点以上から募集されており、適正な処置だと考えます。このことから、議案第86号の賛成討論いたします。

議 長 6番議員！

6番議員 工事の問題で言えば……。

議 長 反対討論ですか。

6番議員 一番大事な点は、設計と一体となっているというところであります。もちろんこれはだれもがわかってることであって、設計がしっかりし、設計が金額が守られて、いわゆる入札業者との関係が断ち切られるというような関係が確立していることが大前提だと。募集についてもそのような形で募集をされてるということでありますから、設計業者の性質その他については、この入札にかかわる、工事にかかわる最も重要な一つになるわけですから、徹底した議論が本来必要だというように思うわけであります。

そういう点で、先ほどの述べたこの設計業者の実態が、具体的に広陵町内のいわゆる落札経験がどうあるのか、あるいはまたいわゆる一般競争はないわけですから、指名が一回何度あるのか、そして指名がされたときに落札している回数はどれぐらいなのかと、こういう点については、当然1億円以上の工事でありますからなおさら重要であろうというふうに思います。その点がうやむやにされたまま採決されるという点では非常に残念であり、そのことについての議会の審議ができないということ自体が私は残念でなりません。こういう問題については、当然質問をする場合等々については欠ける場合もあるでしょうし、また委員会等の後から気がつくこともあるでしょうし、私たち自身が一生懸命にその議会の議員の活動あるいは議会に信託された議案について住民から疑問の出ないところの部分まで議論をしてい

くというのは当たり前のことだと言うように思います。それが封殺されているという現実に対しては、私は納得できないし、このような議会は住民の理解を得られないことにつながっていくと、信頼を得られないことにつながっていくことを指摘せざるを得ません。

その上で、そういう大前提に立って、審議が十分でない部分を抱えたままこの反対討論を行うわけですけれども、今賛成討論の中では、1億円を超える部分で1,200点以上の経審があるから適性だということであれば、これはこれからすべての公共事業について、経審を1,000点、1,200点を超える、1億円という枠をつくったからそれでいいんだという認識の前提では、町内の業者が1億円以下の仕事は一切できないということを認めることになろうと思います。それでは、今後の公共工事が非常に少なくなっていく現状からいっても、地元業者が1億円以上に進出できる機会がないということになってしまうわけですから、できる仕事であれば経審を下げて地元業者が参加できるような仕組みづくりをしていく。もちろんそういう点では、技術の向上もあるでしょうし、談合を防ぐための手だて、これについては、地元業者と言えども談合の疑いが非常に強いことが再三私たちは指摘しているわけですから、地元業者が率先して談合の疑いが持たれないような入札の参加をし、単価を下げていく努力をしていただくことも当然必要だと言うように思いますので、地元業者の参加というのを強く求めるわけですが、それに伴う談合の疑いを排除するための努力も当然地元業者も行っていただく必要があるということも指摘しておきたいと思います。以上です。

議 長 本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

議案第86号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって、議案第86号は原案どおり可決されました。

次に議案第87号、(地特道路整備事業)町道古寺・中線新林口橋橋梁工事(上部工)に伴う工事請負契約の締結についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

12番議員!

12番議員 反対の立場で討論いたします。

先ほど指摘しましたように、これにつきましても予定価格から比較すれば落札率が95.

27%と大変高い、こういう状況があり、また数字の並び方も、これも山本委員長が委員会

の中で指摘されましたように、談合の疑いのある数字の並び方でございます。こういう点を含めまして、やはり談合の疑いのある、このような入札については反対をいたします。

議 長 14番議員！

14番議員 反対者がございましたので、賛成の立場で討論をさせていただきたいと思っております。

さきの議案もそうでございますが、談合とかいろんな議論は出てます。私は、それはそれといたしまして、今広陵町がなすべき仕事、そしてまた議員としてどうであるかということの観点から私は賛成であるわけです。

といたしますのは、いろんなこと、委員会でも出てましたが、また今本会議でも出てましたが、いろんな反対の意見も超越した中で、この事業であり、この工事はやっていただかなければならないと私は思うわけでございます。と申しますのも、広陵町にとってもいわゆる最優先の事業であるとともに、交通安全とかすべての面において、清掃センターができなかったとしてもこの橋は今狭くて大変危険だということも、通学路でありますので、私はそれを全く清掃センターと関係なくてもやるべきだと、こう思うわけです。

そこで、この工事に対するいろんなご意見がありますが、いわゆるいろんな多面的に精査された中でこの契約をしていくということに至ったということを経済産業建設委員会でお聞きをしたわけでございますので、委員会でも言うたとおり、この間香芝・広陵で、消防議会でいわゆる大水害地の兵庫県を研修いたしまして、その災害の現場をまさに目の当たりにしまして、いわゆる橋脚が多くある場合の大変なる川に対する負担、いわゆる物がひっかかり、かなり水圧を持って堤防の決壊ということがあったことも聞いておりますので、葛城川にしても狭い川でございますので、私は橋梁のない方がいいという考え方をしております。できるだけ、多少高くついても鋼鉄製の橋梁のない橋げたの方がいいかなと思っていたわけでございます。しかし、経費の面においてもかなり安く、いわゆる成果に対する投資が適正であると、こう私は判断をいたしまして、この議案に対しては賛成といたします。

議 長 6番議員！

6番議員 反対討論をいたします。

議会が入札案件を審議する場合、全国津々浦々で談合問題が議論されています。最近、談合に対しては非常に厳しい姿勢で臨んでいるのが各地で見られる現状であります。

今青木議員は、談合の話も出て、それはそれとしてという形で、一切談合の話の疑いがあるとなかろうとそれは別の話だという発言をまず最初にされているわけなんです。そういう流れの後、事業が大切だと。反対議員も超越して、この事業、大切な事業をやっていくこ

とが求められているんだという意味の話に結びついているわけなんですね。これ、私は議会の自殺行為だというふうに思います。談合の疑惑がもし少しでもあるとすれば、この問題に対しての議会が特別調査委員会をつくって談合の疑いを調べてみる、これぐらいの役割を果たしていかなければ、例えば20億円の公共事業が広陵町であったとして、1割競争がスムーズにいけば2億円の財源が生まれてくるわけなんです。こういうようなむだをみすみす見過ごすことにつながっているわけですから、こういうような問題に対して談合の話が出て、それはそれとしてというように安易にかなたに追いやるような性質のものではない。委員会においても、委員長みずからが談合の疑いが払拭できない、こういうような気持ちを数字上から指摘されているわけですから、こういう問題に関しては、議会の役割として、本当にこの入札が適正に行われたのかどうか、このことは再度調査し直していくのが当たり前のことではないかと思うんです。

こういう議会、先ほどの構造技研の問題に対してもそうですけれども、私は指名選考委員会が本当に適切な役割を果たしてきているという点については再三本会議でも評価してきたわけなんです。ところが、この構造技研の16年2月から広陵町に指名願が出た後、何回指名が行われて、何回落札されているのかという問題は、指名選定委員会が本当にすべてにわたって公正に仕事をしているのかどうかという問題にかかわってくる問題であります。こういうことをさておいて、それに基づく、設計に基づく仕事を行う、それに対してその問題が放置されるという点については、これは理事者にとっても歯がゆい問題だというように思います。みずからが構造技研に対する、16年2月に指名願上がってから指名をした回数やその他について、この本会議の議案が終わるまでに説明すべき性質の問題だというように思います。もちろん私たちはこの問題については当然資料を請求し、この資料を直ちに出していただきたいと思いますというように思います。

そういう点について、談合の疑惑のある入札が、議会がそれはそれとして置いておく発言が議員から出るということに対する住民の関係で信頼を損なうという点を非常に憂えるものであります。以上です。

議 長 本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

議案第87号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって、議案第87号は原案どおり可決されました。

以上で本日の議事日程並びに本臨時会に付議されました事件はすべて終了いたしましたの

で、議会を閉じます。

平成17年第4回臨時会をこれにて閉会いたします。

(P.M. 5 : 46 閉会)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

平成17年11月8日

広陵町議会議長 山 本 登

署 名 議 員 長 濱 好 郎

署 名 議 員 山 本 悦 雄